

確定申告・住民税申告が不要の給与所得者・年金所得者の方で

ふるさとと寄附金の ワンストップ特例制度を申請した方へ



【制度の概要】

- ◎確定申告や住民税申告を行わない給与所得者や年金所得者などが、寄附(ふるさとと寄附金)をした場合に、税務申告手続きを簡素化する特例制度
- ◎寄附(ふるさとと寄附金)をされる際にワンストップ特例の申請をされると、自治体間で通知を行い、翌年度の住民税で「申告特例控除(所得税・住民税の寄附金控除・寄附金税額控除相当額分)」が適用

～ワンストップ特例制度における注意事項～

- ワンストップ特例の申請をされた方が、医療費控除などにより確定申告や住民税申告を行った場合や5か所を超える自治体に申請(寄附)を行った場合は、**ワンストップ特例の申請は無効**となり、特例制度による控除の適用はされません。(確定申告や住民税申告が必要)



ワンストップ特例の申請をされた方が医療費控除などの控除の追加や所得申告などにより、確定申告や住民税申告をしなければならなくなった場合は、**寄附金控除の申告もお忘れなく**してください。

ふるさとと寄附金の手続(確定申告を行う場合)



確定申告や住民税申告が不要ですか?

※確定申告や住民税申告が不要の給与所得者や年金所得者ですか?

はい

いいえ

いいえ

確定申告や住民税申告の際には、寄附金控除の申告もお忘れなく!!

いいえ

いいえ

ワンストップ特例の適用は可能ですか?

※寄附先自治体が、5か所以内で、かつ、すべての寄附金においてワンストップ特例の申請あり

◎ワンストップ特例の申請をしていない寄附金が1か所でもあれば、確定申告や住民税申告が必要

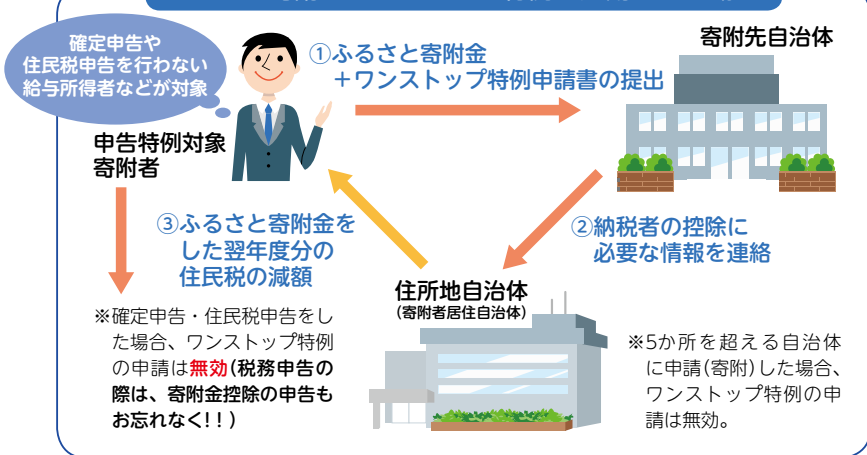
はい

いいえ

ワンストップ特例適用

確定申告や住民税申告不要!!

ふるさとと寄附金ワンストップ特例が適用される場合



ワンストップ特例が無効となる主な例

- 医療費控除などにより、確定申告や住民税申告をした場合
- 平成30年1月1日から同年12月31日までの間に5か所を超える自治体に申請した場合(寄附をした場合)

注意!!

確定申告や住民税申告が必要(寄附金控除をお忘れなく...)

寄附先自治体が、ご自身がお住まいの市町村でも申請は可能です。

☎ 税務課 ☎(55)7123

